

障害福祉サービス事業所等 管理者様

石川県健康福祉部障害保健福祉課

障害福祉サービス等事業所（通所又は短期入所に限る）の利用自粛について（再要請）

各事業所におかれましては、平素より本県の障害福祉サービスにご協力いただくとともに、日々新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対応いただいていることに御礼申し上げます。

新型コロナウイルス対策にかかる特別措置法（新型インフルエンザ等対策措置法）に基づく緊急事態宣言（特別措置法第 32 条第 1 項第 2 号に指定）については、緊急事態宣言が令和 2 年 5 月 31 日まで延長されたことに伴い、障害福祉サービス事業所等を含む社会福祉施設（通所又は短期入所に限る）におかれましては、引き続き可能な限り利用自粛にご協力いただくようお願い申し上げます。

記

1 事業所（通所又は短期入所に限る）への休業要請について

基本的に休業要請は行いません。これまでお知らせしたとおり適切な感染防止対策を行っていただき、引き続き利用者の受入れを行っていただきますようお願いいたします。

2 利用の自粛要請について

事業所（通所又は短期入所に限る）の利用者については、利用者や家族の状況を踏まえ、可能な場合には利用を控えていただきますようご協力をお願いいたします。

期間：令和 2 年 5 月 31 日（日）まで

3 利用を自粛した利用者への支援について

先にもお知らせしてあるとおり、利用者や家族の状況を踏まえ、引き続き事業所による支援が必要な利用者に対し、居宅訪問や電話連絡等により支援を継続していただきますようお願いいたします。報酬の算定については、これまでの厚生労働省事務連絡等に基づいて取り扱ってください。

（参照）石川県における緊急事態宣言後の措置については以下のページで確認できます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kikaku/kinkyujitaisoti.html>

<事務担当>

石川県障害保健福祉課

企画推進グループ、自立支援グループ

Tel : 076-225-1428